

年末調整

扶養控除、源泉控除対象配偶者、配特控除の各フラグをつけたまま、12月に給与所得者の所得が上限より多かった場合で配偶者所得を入力済の場合、給与所得者の所得情報を参照して自動的に正しい控除額を計算してくれるシステムですか？それとも手動でフラグを外したり変更したりする変更がありますか？

平成30年分の年末調整計算では、給与所得者の合計所得金額により、控除適用の範囲を超える場合には、自動判定にて控除が行われない仕組みとなっており、手動でフラグを外す必要はありません。但し、配偶者控除を受ける場合には『扶養控除対象』フラグをつけていただき、配偶者特別控除を受ける場合には『配偶者特別控除対象（配特控除）』を対象に設定していただく必要はあります。

【公開】

一意的なソリューション ID: #1035

製作者: kscsupport

最終更新: 2020-04-21 04:09